

長岡市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

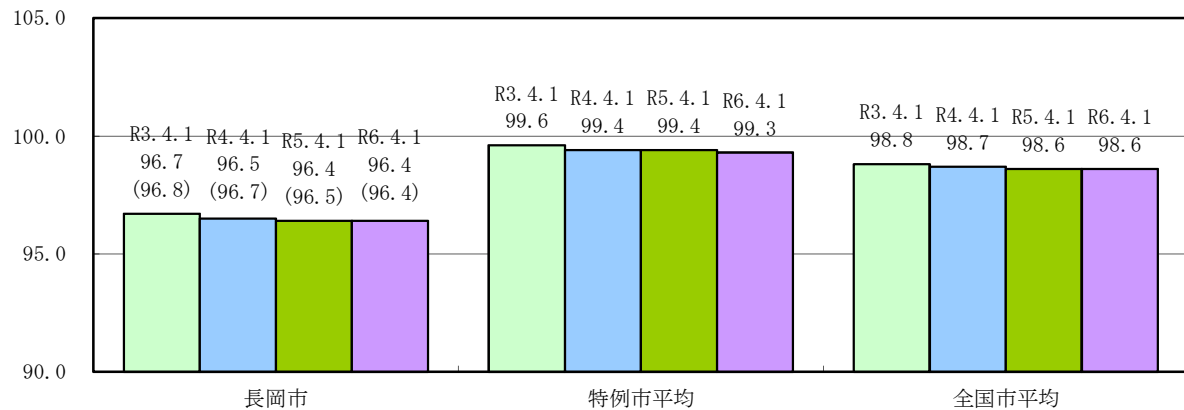
区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 258,205	千円 137,147,703	千円 4,984,979	千円 20,459,766	% 14.9	% 15.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 特例市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 2,119	千円 7,748,272	千円 1,555,681	千円 3,053,201	千円 12,357,154	千円 5,832	千円 6,440

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
 3 特例市平均とは、特例市のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.4%引下げ。若年層については、据置き。高齢層については最大3.4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び長岡市の支給割合)
(支給割合) 国基準に対し、長岡市においても同様の支給割合で支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年度は勤務地が新潟市の場合1%、東京都特別区の場合18%。給与改定後は平成27年4月に遡及し勤務地が新潟市の場合2%、東京都特別区の場合18.5%。平成28年度からは勤務地が新潟市の場合3%、東京都特別区の場合20%。令和2年度からは勤務地が埼玉県さいたま市の場合15%を追加。

区 分		各年度の支給割合											
		平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
			4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合	長岡市	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	新潟市	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
	さいたま市	12%	13%	14%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
	東京都特別区	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
長岡市の支給割合	長岡市	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	新潟市	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
	さいたま市	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	15%	15%	15%	15%	15%
	東京都特別区	0%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長岡市	43.4歳	320,787円	376,941円	345,652円
新潟県	44.2歳	332,538円	412,564円	364,814円
国	42.1歳	323,823円		405,378円
特例市	42.1歳	321,300円	414,930円	371,283円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長岡市	56.8歳	142人	285,704円	298,375円	294,432円	—	—	—	—
うち 用務員	56.7歳	51人	283,690円	298,277円	293,469円	他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	49.1歳	244,800円	1.22
うち 清掃職員	58.0歳	10人	305,860円	326,744円	319,810円	廃棄物処理業	47.7歳	314,900円	1.04
うち 学校給食員	55.5歳	22人	299,100円	308,615円	307,180円	飲食物調理従 事者	43.9歳	237,600円	1.30
新潟県	55.8歳	317人	322,579円	358,420円	341,011円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円		330,553円	—	—	—	—
特例市	51.8歳	109人	321,861円	385,283円	359,440円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
長岡市	—	—	—
うち 用務員	4,796,824円	3,297,300円	1.45
うち 清掃職員	5,361,028円	4,376,300円	1.23
うち 学校給食員	4,965,780円	3,127,900円	1.59

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③公安職（消防士）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長岡市	39.1歳	316,024円	404,453円	341,935円
特例市	39.6歳	320,266円	422,855円	375,937円

④福祉職（保育士）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長岡市	38.5歳	286,565円	322,583円	300,668円
国	44.1歳	337,496円		386,299円
特例市	38.6歳	291,063円	350,318円	323,398円

(注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		長 岡 市	新 潟 県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	202,400円	総合職 208,000円
	高校卒	166,600円	170,900円	一般職 196,200円
技能労務職	高校卒	164,000円	169,000円	164,000円
福祉職（保育士）	短大卒	179,100円	—	—
公安職（消防士）	大学卒	219,800円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（6年4月1日現在）

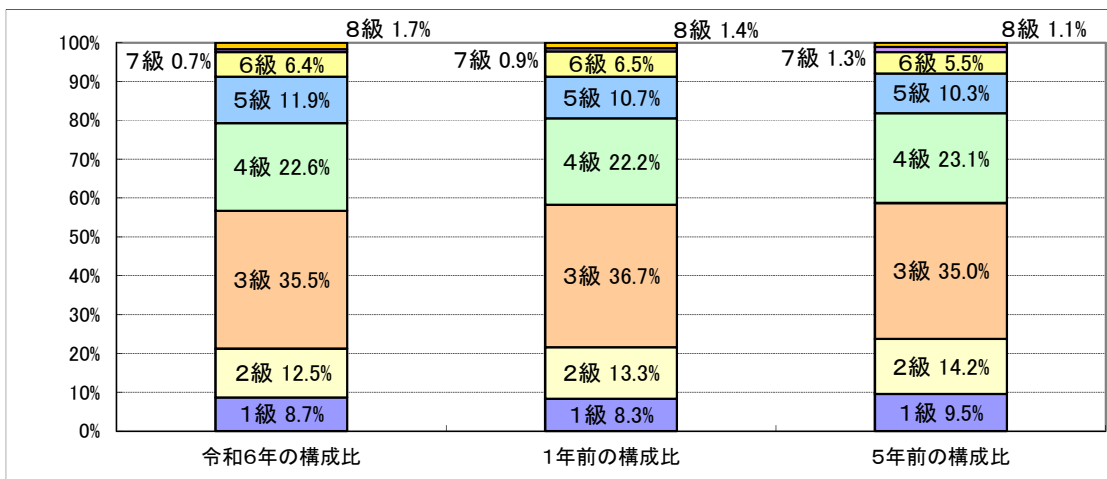
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,135円	340,272円	365,828円	392,321円
	高校卒	231,833円	302,900円	343,750円	359,529円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
福祉職（保育士）	短大卒	244,980円	308,075円	301,325円	344,600円
公安職（消防士）	大学卒	286,200円	—	—	—
	高校卒	262,620円	—	—	386,375円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

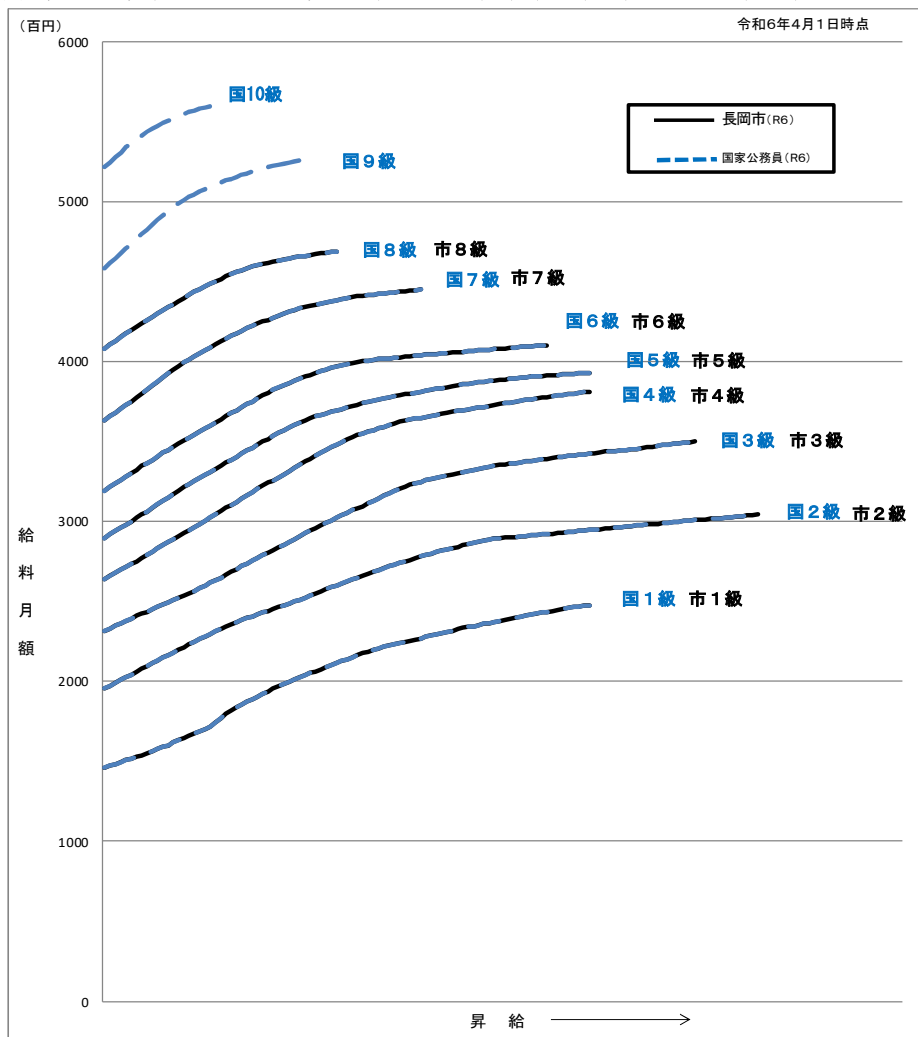
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	人 117	% 8.7	円 162,100	円 249,400
2 級	主事・技師	人 168	% 12.5	円 208,000	円 305,200
3 級	主査・主任	人 475	% 35.5	円 240,900	円 351,000
4 級	係長	人 302	% 22.6	円 271,600	円 382,000
5 級	本庁課長補佐・支所課長	人 159	% 11.9	円 295,400	円 394,000
6 級	本庁課長・支所長	人 86	% 6.4	円 323,100	円 411,300
7 級	部長・部次長	人 9	% 0.7	円 365,500	円 446,200
8 級	理事・部長	人 23	% 1.7	円 410,300	円 470,000

(注) 1 長岡市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（長岡市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長岡市	新潟県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,458千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,628千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.35月分）（1.0月分）	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.35月分）（1.0月分）	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375月分）（0.975月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（長岡市）

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の区分成績率（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

長岡市	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度 47.709月分 47.709月分	最高限度 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）
1人当たり平均支給額 8,947千円 19,500千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（５年度決算）			2,185千円
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）			273,107円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
長岡市	0%	0人	0%
新潟市	3%	5人	3%
さいたま市	15%	1人	15%
東京都特別区	20%	2人	20%

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		18,003千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		51,882円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		15.6%		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に 対する支給単価
行旅死亡人取扱手当	福祉担当職員	行旅死亡人の取扱作業に従事したとき	0千円	1,000円／回
災害現場手当	災害現場で作業する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生の恐れがある場合、その現場において行う巡回作業若しくは応急作業に従事したとき	0千円	300円／日
機動隊員除雪作業手当	道路管理課 （除雪機動隊員）	除雪機動隊員が午後5時から翌日の午前6時までの間に道路において行う除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪作業に従事したとき	0千円	300円／回
災害活動手当	消防職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う消火、救出、救助、災害防御等の作業等に従事したとき	169千円	210～ 620円／回
特殊救急活動手当	消防職員	①救急の措置を必要とする者を医療機関等へ搬送する作業のうち、感染症に罹患した患者若しくは疑似症患者の救急措置に関する作業または市長が別に定める重傷病を負った患者の救急措置に関する作業に従事したとき ②救急の措置を必要とする者を医療機関等へ搬送する作業のうち、当該搬送に際して行う救急救命士による特定の救急救命処置に関する作業に従事したとき	2,730千円	①240円／回 ②510円／回
夜間消防手当	消防職員	消防職員が正規の勤務時間による勤務の一部が深夜（午後10時から翌日午前5時まで）に行われる消防作業に従事したとき	14,927千円	350円／回 460円／回
防疫等作業手当	作業に従事した職員	①家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他市長が別に定める家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のとき、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の患者又はその疑いのある者の防疫又は病原体検査のための検査材料の採取若しくは取扱いの作業や①以外の作業に従事したとき ③新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置で、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事したとき ④新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置で、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事したとき	177千円	①380円／日 760円／日 ②290円／日 ③3,000円／日 4,000円／日 ④1,000円／日 1,500円／日

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	673,950千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	327千円
支給実績（4年度決算）	740,429千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	358千円

（注） 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

（注） 2 「支給実績」及び「職員1人当たり平均支給年額」には、公営企業職員（水道事業）分を含んでいません。

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)																								
扶養手当	・子（満22歳の年度末まで）月額10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算 ・上記以外の扶養親族 月額6,500円 なお、行政職給料表8級職員は、月額3,500円 ただし、医療職給料表(1)4級職員には支給しない	同じ		231,161千円	239,793円																								
住居手当	・借家や借間に居住し月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ・負担している家賃額に応じて月額28,000円を超えない範囲内で支給	同じ		116,160千円	287,525円																								
通勤手当	・電車・バス等（公共交通機関）利用する職員に対し、負担している運賃の額に応じて月額55,000円を超えない範囲内で支給 ・自動車等（交通用具）を使用する職員に対し、使用距離に応じて月額31,600円を超えない範囲内で支給	同じ		131,900千円	75,372円																								
給料の特別調整額 (管理職手当)	<table><tr><th>主な役職</th><th>支給額</th></tr><tr><td>理事</td><td>117,100円</td></tr><tr><td>部長</td><td>94,000円</td></tr><tr><td>支所長</td><td>74,800円</td></tr><tr><td>本庁課長</td><td>62,300円</td></tr><tr><td>支所課長</td><td>39,600円</td></tr></table>	主な役職	支給額	理事	117,100円	部長	94,000円	支所長	74,800円	本庁課長	62,300円	支所課長	39,600円	異なる	<table><tr><th>主な官職</th><th>支給額</th></tr><tr><td>本省課長</td><td>130,300円</td></tr><tr><td>管区機関部長</td><td>94,000円</td></tr><tr><td>本省室長</td><td>88,500円</td></tr><tr><td>管区機関課長</td><td>62,300円</td></tr><tr><td>府県単位機関課長</td><td>59,500円</td></tr></table>	主な官職	支給額	本省課長	130,300円	管区機関部長	94,000円	本省室長	88,500円	管区機関課長	62,300円	府県単位機関課長	59,500円	118,170千円	787,799円
	主な役職	支給額																											
理事	117,100円																												
部長	94,000円																												
支所長	74,800円																												
本庁課長	62,300円																												
支所課長	39,600円																												
主な官職	支給額																												
本省課長	130,300円																												
管区機関部長	94,000円																												
本省室長	88,500円																												
管区機関課長	62,300円																												
府県単位機関課長	59,500円																												
初任給調整手当	・欠員の補充が困難な医師等 ・月額538,200円を超えない範囲内で支給	異なる	国は、月額414,800円を超えない範囲内で支給	4,386千円	4,386,000円																								
単身赴任手当	・異動に伴い転居し、配偶者と別居して単身で生活する職員 ・赴任地までの距離に応じて額30,000～100,000円支給	同じ		360千円	360,000円																								
特地勤務手当	・生活の著しく不便な地に所在する勤務所に勤務する職員 ・月額401,000円を超えない範囲内で支給	異なる	国は、俸給及び扶養手当の合計額の100分の25を超えない範囲内で支給	3,096千円	3,096,000円																								
休日勤務手当	・祝休日法による休日等に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの支給額×1.35×勤務時間数	同じ		151,407千円	93,519円																								
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの支給額×0.25×勤務時間数	同じ		31,918千円	63,581円																								
宿日直手当	・宿日直勤務を行った職員 ・勤務1回につき4,400円（5時間未満の場合2,200円）支給	同じ		897千円	149,450円																								
管理職員 特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要等により次の勤務をした場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき5,000～12,000円支給 ・週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき2,500～6,000円支給	異なる	・週休日又は休日等に勤務した場合、俸給の特別調整額の区分等に応じて1回につき6,000～18,000円支給 ・週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、俸給の特別調整額の区分に応じて1回につき3,000～6,000円支給	3,021千円	29,618円																								
寒冷地手当	・毎年11月から翌年3月までにおいて長岡市に在勤する職員 ・世帯等の区分に応じて月額7,360～17,800円支給	同じ		128,915千円	62,824円																								

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
		(参考) 特例市における最高／最低額		
給 料	市 長	1,016,000円	1,137,000円	728,000円
	副市長	825,000円	925,000円	658,300円
	教育長	694,000円	—	—
	常勤の監査委員	552,000円	—	—
報 酬	議 長	624,000円	758,000円	531,000円
	副議長	563,000円	708,000円	466,000円
	議 員	526,000円	664,000円	439,000円
期 末 手 当	市 長 副市長 教育長 常勤の監査委員	(5年度支給割合) 3.4月分 役職加算20%あり		
	議 長 副議長 議 員	(5年度支給割合) 3.4月分 役職加算20%あり		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	1,016,000円×在職月数×0.56	27,310,080円	任期毎
	教育長	825,000円×在職月数×0.4	15,840,000円	任期毎
	常勤の監査委員	694,000円×在職月数×0.2	4,996,800円	任期毎
寒 冷 地 手 当	市 長	552,000円×在職月数×0.18	4,769,280円	任期毎
	副市長	・毎年11月から翌年3月までにおいて長岡市に在勤する職員 ・世帯等の区分に応じて月額7,360～17,800円支給		
	教育長			
	常勤の監査委員			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月（教育長は3年＝36月））勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

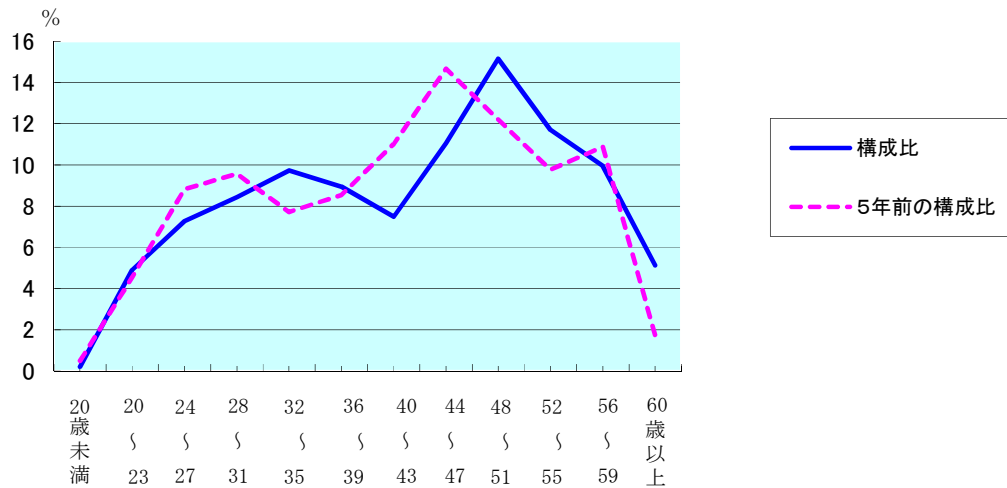
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	14	14	0
		総 務	511	534	23
		税 務	88	86	▲ 2
		民 生	419	414	▲ 5
		衛 生	157	150	▲ 7
		労 働	6	6	0
		農林水産	73	69	▲ 4
		商 工	87	85	▲ 2
		土 木	195	191	▲ 4
	計		1,550	1,549	▲ 1
	教育部門		240	233	▲ 7
	消防部門		329	329	0
	小 計		2,119	2,111	▲ 8
公営企業等 会計部門	病 院	6	6	0	
	水 道	112	111	▲ 1	水道事業体制の見直し
	下水道	36	36	0	
	その他	57	59	2	介護保険事業体制・後期高齢者医療事業体制の強化
	小 計	211	212	1	
合 計		2,330 [2,813]	2,323 [2,813]	▲ 7 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数89.97人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 5	人 114	人 169	人 196	人 226	人 208	人 174	人 257	人 352	人 272	人 231	人 119	人 2,323

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	1,631	1,603	1,571	1,566	1,550	1,549	▲ 82	(▲ 5.0)
教育	254	254	248	235	240	233	▲ 21	(▲ 8.3)
消防	332	328	329	328	329	329	▲ 3	(▲ 0.9)
普通会計 計	2,217	2,185	2,148	2,129	2,119	2,111	▲ 106	(▲ 4.8)
公営企業等会計 計	217	220	220	214	211	212	▲ 5	(▲ 2.3)
総合計	2,434	2,405	2,368	2,343	2,330	2,323	▲ 111	(▲ 4.6)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 4,793,156	千円 553,156	千円 743,950	% 15.5	% 15.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費110,094千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均 (政令指定都市を除く) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 108	千円 401,341	千円 83,732	千円 155,156	千円 640,229	千円 5,928	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数については、6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
長岡市（水道事業）	46.5歳	321,046円	492,585円
市町村平均 （政令指定都市を除く）	45.8歳	337,221円	508,691円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長岡市（水道事業）		長岡市（公営企業職員以外）	
1人当たり平均支給額（5年度）		1人当たり平均支給額（5年度）	
1,437千円		1,458千円	
（5年度支給割合）		（5年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45月分	2.05月分	2.45月分	2.05月分
（1.35月分）	（1.00月分）	（1.35月分）	（1.00月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

長岡市（水道事業）			長岡市（公営企業職員以外）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	—	18,214千円	1人当たり平均支給額	8,947千円	19,500千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

長岡市は、支給していません。

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

特殊勤務手当は、21年10月1日以降廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	46,254千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	458千円
支給実績（4年度決算）	37,092千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	367千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)										
扶養手当	・子（満22歳の年度末まで）月額10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算 ・上記以外の扶養親族 月額6,500円	異なる	行政職給料表8級職員の配偶者、父母等月額3,500円	12,143千円	229,115円										
住居手当	・借家や借間に居住し月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ・負担している家賃額に応じて月額28,000円を超えない範囲内で支給	同じ		5,027千円	279,257円										
通勤手当	・電車・バス等（公共交通機関）利用する職員に対し、負担している運賃の額に応じて月額55,000円を超えない範囲内で支給 ・自動車等（交通用具）を使用する職員に対し、使用距離に応じて月額31,600円を超えない範囲内で支給	同じ		8,694千円	92,489円										
給料の特別調整額 (管理職手当)	<table><tr><td>主な役職</td><td>支給額</td></tr><tr><td>局長</td><td>88,300円</td></tr><tr><td>次長</td><td>79,500円</td></tr><tr><td>課長</td><td>62,300円</td></tr><tr><td>所長</td><td>39,600円</td></tr></table>	主な役職	支給額	局長	88,300円	次長	79,500円	課長	62,300円	所長	39,600円	同じ		5,011千円	715,814円
主な役職	支給額														
局長	88,300円														
次長	79,500円														
課長	62,300円														
所長	39,600円														
寒冷地手当	・毎年11月から翌年3月までににおいて長岡市に在勤する職員 ・世帯等の区分に応じて月額7,360～17,800円支給	同じ		6,345千円	67,503円										
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの支給額×0.25×勤務時間数	同じ		193千円	3,214円										
管理職員 特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要等により次の勤務をした場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき5,000～12,000円支給 ・週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき2,500～6,000円支給	同じ		66千円	16,375円										

(2) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 492,822	千円 36,477	千円 47,289	% 9.6	% 10.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は該当なし

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均 (政令指定都市を除く) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 6	千円 24,623	千円 4,501	千円 9,690	千円 38,814	千円 6,469	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数については、6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
長岡市（簡易水道事業）	50.2歳	369,800円	542,751円
市町村平均 （政令指定都市を除く）	45.8歳	337,221円	508,691円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長岡市（簡易水道事業）		長岡市（公営企業職員以外）	
1人当たり平均支給額（5年度）		1人当たり平均支給額（5年度）	
1,615千円		1,458千円	
（5年度支給割合）		（5年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45月分	2.05月分	2.45月分	2.05月分
（1.35月分）	（1.00月分）	（1.35月分）	（1.00月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

長岡市（簡易水道事業）			長岡市（公営企業職員以外）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	—	—	1人当たり平均支給額	8,947千円	19,500千円

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

長岡市は、支給していません。

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

特殊勤務手当は、21年10月1日以降廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	2,127千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	354千円
支給実績（4年度決算）	1,931千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	322千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)										
扶養手当	・子（満22歳の年度末まで）月額10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算 ・上記以外の扶養親族 月額6,500円	異なる	行政職給料表8級職員の配偶者、父母等月額3,500円	1,489千円	248,226円										
住居手当	・借家や借間に居住し月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ・負担している家賃額に応じて月額28,000円を超えない範囲内で支給	同じ		0千円	0円										
通勤手当	・電車・バス等（公共交通機関）利用する職員に対し、負担している運賃の額に応じて月額55,000円を超えない範囲内で支給 ・自動車等（交通用具）を使用する職員に対し、使用距離に応じて月額31,600円を超えない範囲内で支給	同じ		344千円	68,700円										
給料の特別調整額 (管理職手当)	<table><tr><td>主な役職</td><td>支給額</td></tr><tr><td>局長</td><td>88,300円</td></tr><tr><td>次長</td><td>79,500円</td></tr><tr><td>課長</td><td>62,300円</td></tr><tr><td>所長</td><td>39,600円</td></tr></table>	主な役職	支給額	局長	88,300円	次長	79,500円	課長	62,300円	所長	39,600円	同じ		0千円	0円
主な役職	支給額														
局長	88,300円														
次長	79,500円														
課長	62,300円														
所長	39,600円														
寒冷地手当	・毎年11月から翌年3月までにおいて長岡市に在勤する職員 ・世帯等の区分に応じて月額7,360～17,800円支給	同じ		534千円	89,000円										
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの支給額×0.25×勤務時間数	同じ		8千円	2,709円										
管理職員 特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要等により次の勤務をした場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき5,000～12,000円支給 ・週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき2,500～6,000円支給	同じ		0千円	0円										